

令和5年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和5年11月29日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時18分

◎出席議員（11名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	9番	大金 清
10番	平塚 英教	11番	高田 悦男
12番	鈴木 繁		

◎欠席議員（1名）

8番 益子 純恵

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
会計管理者兼総務課長	谷田 克彦
事務局長兼管理課長兼会計室長	小口 正一
消防長	車 和則
次長兼保健衛生センター所長兼施設整備室長	大谷 光幸
消防本部次長兼予防消防課長	川俣 寿行
病院事務長兼医事課長	梅山 裕隆
病院総務課長	齋藤 浩文
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について (組合長提出)

日程第4 (議案第2号) 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について (組合長提出)

日程第5 (議案第3号) 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算(第3号)の議決について (組合長提出)

日程第6 (議案第4号) 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（鈴木繁） ただいまの出席議員は11名であります。8番、益子純恵議員から欠席の届が提出されております。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで、議会開会に当たり、組合長の挨拶を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。南那須地区広域行政事務組合臨時会を招集したところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ご挨拶といたしましても、先ほど全協でもさせていただきました、皆さんに、今、コロナではなく普通のインフルエンザが流行っておりますので十分に体調管理をしていただき、皆さんに元気でいただくことを願っております。

また、本日は執行部から提出しました議案は、条例改正が2件、そして一般会計補正予算のほか、栃木県市町村総合事務組合の規約の変更でございますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、議会開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木繁） 以上で組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

これより、議事日程に基づき、議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に11番、高田悦男議員、3番、高野泉議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鈴木繁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 （議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第3（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に、組合職員の給料及び手当について改正を行うものであります。

主な改正内容ですが、1点目は給料表の改正で、若年層の在職する号給に重点を置きつつ、

全ての号給において月例給の引上げを行うものであります。

2点目は、期末手当・勤勉手当の支給割合の改正で、合計で4.4か月分から4.5か月分に、0.1月分の引上げを行うものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） では、議案第1号につきまして、私のほうから補足説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

第1条は、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例について、令和5年度分給与に係る改正を行うものであります。表内、第7条第1項は、第1号及び第2号に規定する職員に係る初任給調整手当について、別表第2・給料表の改定に伴い、医師等の処遇を確保する観点から、手当の上限額を改定するものであります。なお、詳細な勤務年数ごとの支給額につきましては、別途、規則において規定することとしております。

続いて、第21条及び第22条は、期末手当・勤勉手当の支給割合について、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をそれぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員をそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

議案書2ページから11ページまでは、各職種における給料表について記載のとおり改めるもので、若年層の号給を重点的に増額するとともに、全ての号給において増額改定となっております。

2ページの別表第1、行政職給料表を例に取りますと、1級の1号であります。こちらでは12,000円の増額となっております。上位の級、号給になるにつれて増額の幅は縮小されているところですが、最小でも1,000円が増額されているということになっております。

なお、これにより、今年度の一般会計予算、このあと議案第3号でご審議いただくこととなりますけれども、こちらでは給料分で約590万円、期末手当・勤勉手当分で約640万円を増額補正することとなっております。

議案書11ページをご覧ください。第2条であります。南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例について、令和6年度分給与に係る改正を行うものであります。表内、第21条及び第22条は、期末手当・勤勉手当の支給割合について、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員をそれぞれ0.025月分、定年前再任用短時間勤務職員をそれぞれ0.

0125月分引き上げるものであります。

12ページに続きます。第3条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、令和5年度分給与に係る改正を行うもので、表内、第10条第2項は、給料表について増額の改定を行うもの。第7項は、期末手当の支給割合を0.01月分引き上げるものであります。

13ページに続きます。第4条は、南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、令和6年度分給与に係る改正を行うもので、表内、第10条第7項は、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

最後に、附則であります。附則第1条第1項は、施行期日を公布の日とするものの、第2条及び第4条における令和6年度分の期末手当・勤勉手当の支給割合に関する改正規定については、令和6年4月1日と規定するものであります。

第2項は、第1条における初任給調整手当及び給料表の改正規定、第3条における給料表の改正規定については、令和5年4月1日に遡及して適用することを規定するものであります。

附則第2条は、既に支給された令和5年度分の給与については、第1条及び第3条の規定により改正された給与の内払いとみなすことを規定するものであります。附則第3条は、組合規則への委任について規定するものでございます。

以上で、議案第1号に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 1点だけ確認したいと思ひまして、質問申し上げます。

ただいま上程中の給与改定につきましては、那須烏山市の議会で昨日議決をしたところで、内容も説明を受けました。ただいまの課長の説明と全く同じような説明でして、那須烏山市の給与改定の号給の給与改定については変わりなかったんです。

それで、一つお伺いしたいのですが、この2ページに行政職員の給料表がありますね。これを見ていただきたいと思うんですが、まず職務の級で1級、これは那須烏山市の場合は職務の級、1級の高卒の初任給は5号給の16万6,600円、それで短大卒は13号級の17万6,100円です。それで、大卒の場合は、号給が21号の18万7,300円です。広

域行政も同じ額ですね。ただ私が心配しているのは、この1市1町で構成している那珂川町さんのこの給料表、初任給は承知されているのでしょうか。このことについてお伺いします。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 質問にお答えをさせていただきます。

中山議員からご指摘ありましたとおり、組合の初任給につきましては、先ほど言ったとおり、高卒は1級の5号、短大卒は1級の13号、大卒は1級の21号ということでございます。市も同様だということでお話がありました。すみません。町の状況につきましては、ちょっと今ここで確認しておりませんので、後ほど確認をさせていただいて、ご報告させていただければと思います。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質問はございませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 議案の第1号の参考資料というものがありますよね。それで、1、2、3、4と改定内容が書いてあるんです。それで、(3)、(4)については、人事院勧告には含まれていないが、人事院規則が公布されて、詳細な内容が確定されたあと、関係条例とか規則等を整備する予定というふうになっておりますが、ここで言う在宅勤務等手当というものがあまして、テレワークを中心に仕事をさせていただくとか、(4)はフレックスタイムをここでは令和7年4月1日から施行するというふうになっておりまして、これは現在やられていないのかなというふうに思うんですが、このテレワーク関係はこのコロナ禍の中で現在までどんなふうな働き方がされたのか、説明いただければなというふうに思います。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 参考資料のほうでございますけれども、記載のとおり、(3)、(4)につきましては、人事院勧告に含まれているものの今回の改正ではなくて、議会のほうで、改正のほうで審議していただきたいというふうに考えてございます。

テレワーク関係でございますけれども、コロナ禍の中で組合としてということで、すいません、ちょっと今実績のほうは持ち合わせておりませんので、あとで確認をさせていただければと思うんですが、組合という組織の特性上、あまりテレワークとかというのは向かない職場が病院とか消防とかになりますと、なかなか向かない職場が多いので、さほど実績としてはないのかなというふうには感じているところですが、申し訳ありません、ちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 平塚英教議員。

○10番（平塚英教） それでは、（4）のフレックスタイム、これについては、まだ詳細については決定されていないと思うのですが、今後、運用としては、どんなふうに検討されているのかちょっと考えがあればお示しいただきたい。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○会計管理者兼総務課長（谷田克彦） 今回、人事院勧告で出されたフレックスタイム制の件でありますけれども、1週間の勤務時間、これを確保した中で、週休3日もあり得るといような、簡単に言えばそんな内容でございます。

組合としてということでもありますけれども、なかなかやはり先ほど例を出しましたが、病院とか消防とか、そういった交代制というかシフトを組んでいるような職場においては向かないというのが実態としてございます。

他の先行している自治体とかでもですね、そういう交代制勤務をしている職場については、適用除外しているという規定もございます。制度も令和7年度からということでもありますので、ちょっと時間を置きまして、研究をしたうえで条例等制度の体制を整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○10番（平塚英教） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありますか。

5番、中山五男議員。

○5番(中山五男) 申し訳ないです。もう1点質問があったのですが、さっき落としてしましまして、4ページからは、医療職、那須南病院の職員の給料表がありますね。医師とか薬剤師、看護師と、別々の表があるわけなんですけど、お伺いしたいのは、この那須南病院のこの医師とか看護師の職員の給料、初任給の取り方で1級から2級に昇格するまでの期間とか、そういう、広域としての決め方ですね。それと、例えば県内の県立、国立の病院のそういった医療関係の職員とに差はないでしょうか。これについてお伺いします。

○議長(鈴木繁) 病院総務課長。

○病院総務課長(齋藤浩文) 申し訳ありません。病院のほうの初任給の取り方、それから他の市町村と、私のほうに手元に資料がありませんので、確認させてご報告させていただきます。申し訳ありません。

○議長(鈴木繁) 5番、中山五男議員。

○5番(中山五男) これは組合長としても、また人事を担当する職員としてもこれは重要なことですから、十分これは研究してください。

以上です。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(鈴木繁) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(鈴木繁) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

る条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び南那須地区広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 日程第4（議案第2号）南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） ただいま上程されました議案第2号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年5月、総務省において消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、組合条例に所要の改正を行うものであります。

主な改正は、蓄電池設備に関する基準の見直しで、脱炭素社会の実現等に向け、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれるとともに、材料・構造等の多様化が進んでいること、日本産業規格等の基準規格において、出火防止措置や延焼防止措置が盛り込まれていること等を踏まえ、蓄電池設備の種別や安全性に応じた内容となるよう見直しを行うものであります。

詳細につきましては、予防消防課長から説明をさせますので、何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） それでは、議案第2号 火災予防条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の主な改正は、蓄電池設備の基準の見直しであります。改正箇所につきまして、新旧対照表に沿ってご説明をいたします。

まず、第3条以下の符号の改正につきましては、見出し符号を他の法令等に合わせ、整理をしたものであります。

次に、第11条第1項第3号の2は、変電設備の基本的な安全対策を規定したものであります。制限をキュービクル式に限定せず、共通的に求められる措置として適正化を図ったものであります。

第11条の2は、急速充電設備であります。第1項において保安基準を定めていますが、その内、第4号について、雨水等の浸入防止策を講じる対象を筐体として整理したものであります。

次に、主な改正となります第13条、蓄電池設備については、規制する対象を見直したものであります。別添の資料も併せて、ご覧いただければと思います。蓄電池設備の潜在的な火災リスクは、保有する電気エネルギーの大きさである、蓄電池の容量・仕事量に依存すると一般的に考えることから、規制対象の指定に係る単位を「アンペアアワー・セル」から「キロワット時」に改めるものであります。

さらに、防火安全上の対策として、転倒防止や保安距離など、構造や設置制限等を見直すこととし、また、出火防止措置や延焼防止措置の安全基準が講じられたものにあつては、それらの制限から除外することとしました。

次に、第44条は火を使用する設備等の設置の届出で、火を使用する設備またはその使用に際し、火災発生の恐れの特により高いものの設置状況をあらかじめ消防が把握することを目的とした規定であります。今回の改正により、危険性が低いとされる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は、届出を要しないこととしたものであります。

別添の資料、下段をご覧ください。現行では、規制対象や届出対象が4,800アンペアアワー・セル以上でありましたが、改正後は、20キロワット時を超えるものが対象となり、また、10キロワット時を超え20キロワット時以下の出火防止措置の講じられたもの以外は、届出の必要はありませんが規制の対象となります。

次に、別表第3は、対象火気設備等の周囲との離隔距離について規定したものであります。が、厨房設備として、新たに固体燃料、木炭を燃料とするものを用いた炭火焼き器に係る基

準を追加することとしました。

最後に附則ですが、第1項は、省令の施行期日に合わせ、令和6年1月1日を施行日とするものであります。第2項から第4項は、既に設置されている、または、現在設置工事を行っている蓄電池設備等に係る経過措置について規定するものであります。

以上で、議案第2号に係る補足説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 専門ではないので、意味がよく理解できないところがあるので間違っているかもしれませんが、確認をしたいなど、こういうふうに思います。

まず、現在もこの法令があって、当然、これが新たになるということになると、枠が広がったのかなど、こういうふうに思うのですが、例えば今現在、こういう設備は幾つあって、この枠が広がったことによって予想される新たなものがどのぐらいになるのかなということと、こういうものを見ると、例えばうちのほうでこれから気をつけなければならないなど思うのが、勝手に思うのですが、今、太陽光発電なんかを昼間にバッテリーに溜めまして、夜やるとか、高いときに出すとか、そんなようなことが何か巷でうわさをされております。今どこがやるとか、そういうことではなくてですね。そういうことを踏まえた対応なのかどうか、その辺もお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

現行法と新たな改正部分、特に蓄電池関係になるかとは思いますが、届出の範囲が高くなったということで、規制に関しては、若干甘くなって、緩和されるのかなと思います。設備に関して新たなものが追加になったというわけではございません。

それと、太陽光の発電関係の蓄電池関係ですが、一般家庭のものは、ただいま規制対象にありました20キロワット時を超えるものは規制対象となりますが、届出対象とはなりま

せん。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） どれが20キロワットだか、そこら辺はよく分からないところがあるんですが、規制の対象にはなるけれども届出の対象にはならないということで、そうするとよく分からない、自分でそういうものを見て規制対象なんだよというものを理解してもらわなければならないということになるのかなと思うんです。

その20キロワットの蓄電池というものがうちにあるのかどうか分かりませんが、その辺のところはしっかり広報活動をするというか、何らかの方法でご理解をいただくような形になったほうがいいのかというふうに思うんです。

その20キロワット自体がよく理解できていないのであれなんです、もしこれからつけるとか、持っているという方のためにこの辺の話はよく広報活動をしていただければありがたいかと、こういうふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 大変ありがとうございます。ホームページ等で今後、施行日に合わせて注意喚起というか、していきたいなどは考えております。

また、蓄電池関係は、電気工事士等の資格がないと設置工事ができませんので、設置業者が多分20キロワット時という改正になったということが省令で出ていますので、その辺は把握しているのかなと思います。その辺の規制が入ると思いますので、個人の住宅に関しては、現在、20キロワット以上のものは多分ないと思われます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 議案第2号の条例の11条の2の緊急充電設備なんです、その（4）、これはその、「そうたい」なのか「くたい」なのか、ちょっと、漢字不勉強なので、雨水等の進入を防ぐという措置を講じるということでございますが、この急速充電設備の

入っている容器の中に水が入らないようにしろと、こういうようにこれは解釈してよろしいんですかね。

あと別表第3なんですが、第3条関係ね。ここに固体燃料ということで、木炭関係が入っているんですが、今までは、これは特に決めはなかったという理解でよろしいですか。そのところ、その2点を確認しておきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） ただいまのご質問にお答えします。11条の2、急速充電設備関係の第4号だったと思うんですが、「きょうたい」です。筐体というのは機械とか電気器具等が納められた箱という感じだと思います。条例でいうと、鉄板で覆われているものということで捉えております。

それと、別表第3の炭焼き器、木炭燃料の関係です。今までは厨房設備とか、そういう枠で囲われておりました。規制をされておりましたが、安全性が保たれたものとして販売されている、設置されているものでありますので、これも規制が若干緩くなっているのかなという形でございます。

○10番（平塚英教） 分かりました。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

○10番（平塚英教） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

11番、高田悦男議員。

○11番（高田悦男） 第11条のキュービクル式のものにあつてはという項目が削除されているのですが、この理由は先ほど聞いたように感じたのですが、もう一度説明願います。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） ただいまのご質問にお答えします。第11

条第1項第3号の2ですか、キュービクル式を削除した理由は、キュービクルという鉄板で覆われたものはご存じだと思いますが、それに限定したのではなく、全てにという解釈でございます。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

○11番（高田悦男） もう1点。

○議長（鈴木繁） 11番、高田悦男議員。

○11番（高田悦男） 11番、高田でございます。最後のページ、資料としてある議案第2号の資料、この2番の表ですが、4,800アンペアセル以上というものは管内に存在するのでしょうか。

なお、NTTでは、最高8,000アンペアというものを我々は使っていたんです。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防本部次長兼予防消防課長（川俣寿行） 現在の条例では4,800アンペアアワー・セル以上が届出対象となっておりますが、主にですね、先ほど高田議員がおっしゃいましたとおり、NTTの交換センターとか、携帯電話の会社の電波塔の下にありますバッテリー関係、蓄電池関係。現在ですと、管内には届出があるものは14設備ございます。全てそういった関係の設備でございます。

○11番（高田悦男） 了解。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第2号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 南那須地区広域行政事務組合火災予防条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5（議案第3号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決について

○議長（鈴木繁） 日程第5（議案第3号）令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第3号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算第3号の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入・歳出予算にそれぞれ2,230万円を増額し、補正後の予算総額を25億7,790万円とするものであります。今回の補正予算につきましては、議案第1号で説明のありました組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う、一般会計に属する職員人件費を増額するもので、衛生費における北茨城市に対する特別負担金及び消防費における備品購入費等を計上するものであります。

歳入につきましては、繰越金により2,230万円を措置することとし、歳出については、2款総務費に498万7,000円、3款衛生費に516万2,000円、4款消防費に1,

215万1,000円を増額するものであります。

詳細につきましては、管理課長より説明させますので、何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木繁） 管理課長。

○事務局長兼管理課長兼会計室長（小口正一） それでは、議案第3号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をいたしたいと思っております。

まず、補正予算書第3号の2ページをお開きいただきたいと思っております。第1表歳入歳出予算補正では、歳入・歳出の総額にそれぞれ2,230万円を増額し、補正後の予算総額をそれぞれ25億7,790万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書に沿って説明いたします。4ページをお開きいただきたいと思っております。まず、歳入については、8款繰越金、1項1目前年度繰越金を補正の財源として2,230万円を増額し、計上するものでございます。

続きまして、歳出について詳解いたします。5ページをお開きいただきたいと思っております。今回の補正は、議案第1号で説明のありました組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、一般会計に属する職員人件費の増額と、衛生費における北茨城市に対する特別負担金の計上、消防費における備品購入費等の計上となります。

2款総務費、1項1目一般管理費は、人事院勧告や人事異動等に伴う職員数増により、給料、各種手当、共済組合負担金として、498万7,000円を増額し、計上するものであります。

3款衛生費、2項1目清掃総務費は、人件費として417万3,000円、廃棄物と環境を考える協議会特別負担金として1万円をそれぞれ増額し、計上するものであります。

廃棄物と環境を考える協議会は、北茨城市長を筆頭に、北茨城市へ、し尿処理施設から排出される清掃汚泥などを中間処理したあとの一般廃棄物を搬入している40団体、市町村数にすると49市町村が関連しております、等で構成され、当組合も構成団体の一つとなっております。

この特別負担金は、本年9月に発生した台風13号の影響により甚大な被害を受けた北茨城市に対し、災害支援金の意味合いを持つ特別負担金として計上するものでございます。

3目ごみ処理費は、人件費分として70万7,000円を増額し、計上するものでございます。

6ページをお開きください。4目一般廃棄物処理施設整備費は、人件費分として27万2,

000円を増額し、計上するものであります。

続いて、4款消防費、1項1目消防総務費は、人件費分として1,277万3,000円の増額計上と、災害対応無人航空機、いわゆるドローンの操作訓練を目的とした2名分の講習費用として22万円の追加計上。加えまして、栃木北東地区消防通信指令事務協議会に係る運営費の確定による負担金228万9,000円の減額計上。2目消防施設整備費は、先ほど申しあげましたドローンの購入費144万7,000円の追加計上。4款消防費全体で1,251万1,000円を増額し、計上するものでございます。

なお、7ページから13ページまでは給与費明細となっております。

なお、補足となりますが、病院事業会計の補正に関しましては、当初予算編成時において、確保予定であった正職員が充足されなかったこと等による人件費の余剰分があったことから、今回の補正を見送った経緯があることを申し添えておきます。

以上をもちまして、議案第3号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） おおむね理解したところなんですけど、ちょっと分からないというか、私の中で分からないという意味なんですけれども、この災害対応無人航空機、これは一般的にドローンと言われるもののような話でしたが、これを買うのには当然、航空機、無人航空機講習負担金、これに行って勉強してこなくちゃならないと、こういうようなことなのかなというふうには理解しました。

これは、例えば、車の免許のようなものが交付されるのではないかなと思うのですが、これはどんなところから交付されるのか、いわゆる免許交付者が国であるのか、県であるのか、これは私的なものなのか、その辺のところと、航空機、無人航空機を買ってですね、それは時間的にどのぐらい飛べるんだと、そして、例えば荷物が運べるのであれば、どのぐらいの重量の荷物が運べるんだとか、そこには、カメラが乗っていて、または何か別なものが乗っていて、こういう機能があるんだとかですね、あとこれを運営するのに当たってですね、2人ということですが、交代に必ず出ているのだと思うんですが、何かあって、例えば、インフルエンザで2人ともやられてしまったというようなときには、これは多分動かせなくなってしまふのかなと、こういうふう思うんです。

ですから、何人か、今回は2人だけれども、この次から2人ずつこう取っていくんだというような運行の計画はじめ、その辺の内容を教えていただければなどこのように思うのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ただいまのご質問にお答えします。

まずは講習負担金の件なんですけれども、これは講習を受けなければ飛ばせないというわけではなくて、飛ばせることは飛ばせるのですが、事故があった際にやはり国家資格のものがありますので、正確な講習を受けたほうが事故も少なく済むし、責任関係、その他組織の体制を問われるということもありまして、最初ということもありますので、専門の方から講習を受けて、そのあとそのような技術を持った方が署内でそれを広め、指導役になってパイロットを増やす計画でございます。

資格なんですけれども、国から出るのですが、これは技術証明ということになるようです。指定された教習所で講習を受けて、認定を受けることで、それが登録できるということの内容になっております。そのような内容でございます。なので、交代で動けないということに関しては、そのような対応で動かせる者を増やしていくという計画でございます。

2番目の、スペックの件ですかね、どのぐらい飛べるのかということなんですけれども、今回の機体に関しては、ホバリングで1回38分と聞いておりますので、運行的には30分から35分が1回になるかなと思っております。バッテリーを4セット用意しておりますので、交代しながら、2時間程度の捜索が続けられる、その間に充電をしてということで、例えば、川での遭難とかというときには、1日運行することも可能かなと思っております。

あとは重量の件は、ちょっと今手元に資料がないのですが、今回の機体はかなり小型なので、数百グラム程度かなと思います。本体が920グラムなので、それほど重いものは持ち上げられません。

あとスペックについては、ズームカメラ、広角カメラ、あとはサーマルカメラ、温度を測定できるカメラです。これを搭載することで山火事の残火処理であるとか、そのような捜索であるとかにも活用できると考えております。ズーム機能に関しては56倍の機能を搭載しているようです。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 丁寧な説明ありがとうございます。

そうしますと、当然バッテリーがなくなれば戻ってきてバッテリーを入れ替えてやるということで、24時間体制で動けるといことなんですが、一つ、私が勝手に思ったのは、川で流れちゃったというようなところはですね、こういうものでやったほうがいいかなと、こういうふうに思うのです。大きいヘリコプターで今やっていますけれども、そういうふうな中で、サーマルカメラがついていると。サーマルカメラというものは熱を感知してですか、あともう一つ、人間の体温があればそれで感知できるかもしれないんですけども、死んでしまったら体温がなくなってしまうのでそういうものはどうなのか分かりませんが、夜間でもライトがあつてですね検索ができるのか。また、夜間は、そういうことを考えていないのか、その辺のところと、技術証明というものは一体どういうものなんだというのを、はっきり国家資格なんだけれども技術証明だという、何かよく例えば厚生労働省のこうこう、こういうところで、こうなんだと、それは1回受ければずっとあれなんだって、再度3年に1回更新するんだとかということと、あと、最大の問題は、よく観光地なんかでドローンを飛ばさないでねなんてやっていますが、ドローンを飛んで落ちてきて、それが当たっちゃったり、死んじゃったりとかという、そういうことに関してですね、ドローン保険というものがあるかどうか分かりませんが、その辺のところはもう広域行政で運行だから、当然その保険で出るんだと思うのですが、その辺のところちょっと教えていただければなど、こういうふうに思います。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ただいまのご質問です。

まず、1点目、夜間飛行に対してなんですけれども、通常飛ばす場合には、夜間は限定解除の証明を受けなければいけないということで、かなり講習も高額になっております。ただ、災害の場合は捜索救助のための特例ということもありまして、先ほどの観光地で飛ばすという話と一緒になんですけれども、航空法第132条の3というものが適用されるので、災害時には飛ばすことができることにはなりますが、夜間に関してはかなり危険な運行になるかと思っております。なので、今のところ、夜間、日没後の運行は考えておりません。

2番目の質問、技術証明ということなんですけれども、一応国家資格、国家資格と言われておりますが、講習を受けて実技試験が受かっているよ、ということ国に登録するような制度のようです。あと更新に関しても時期は不明なんですけれども、時期はちょっと調べており

ませんけれども、更新があるようでございます。

3番目の質問、保険に関しましては、一応、対人を1億円の保険を加入する予定でございます。この機体を買ったときに1年間無償で入れるものがありますので、それ以降に関しましては、他の保険を今のところ探しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 渋井由放議員。

○2番（渋井由放） よく分かりました。ただですね、できるだけこれを買えば、できるだけ運用を、幅を広げたほうがいいのかというふうに思いました。ヘリコプターでも当然、夜間、人が流れたと言ったら怒られてしまいますけれども、そういう捜索は当然できていないのですが、年何回かは那珂川でもあるのかなというふうに思いますので、そのライトをつけると当然バッテリーも消耗が激しいというようなこともあるとは思いますが、その辺を今というよりは将来的にはですね、そういうものも必要になってくるのではないかとこのように思います。

あとは、署内で技術証明を取った方が署内で教育訓練を行うと、こういうことでございませぬけれども、署内で教育訓練のマニュアルとか、やり方、そういうようなものをしっかり、こういうふうにするれば免許ではないですが署内では認めるよというようなものを作るようにしないと、いつやって、いつどうなっているんだかというのは分からないような状況になると困るので、その辺の作成を分からない人が作ってもしょうがないのかなと、こういうふうに思っていて、訓練する人が作るのか、そして誰がそれでいいと、こういうふうに決裁をするのかですね、その辺のところ、いつ頃までにそれを作るのかというようなことをお尋ねをいたします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ただいまのご質問です。運用の幅を広げてほしい、夜間とか、そのようには考えております。この業界かなり日進月歩でございまして、機体の性能も上がっております。なので、夜間も安全に飛ばせるような機体も出るかと思っておりますので、そのような際には幅を広げていきたいと思っております。

2番目のご質問ですね、署内のマニュアルということで、今回補正でお願いした経緯にも、来年度当初から始めると大体その育成等々で、秋ぐらいの運用開始になってしまうかなと

いうことで、補正をお願いしているわけなんです。そのような内容もありまして、今回、正しい教育を受けた者がマニュアルを作成して、カリキュラムを作成して、消防長の認定を受けるような形のマニュアルを作りたいと思っております。

あわせて、ドローンの運用マニュアル、こちらに関しましても、予防消防課を中心に、ただいま作成中でございます。なので、時期としては、来年、出水期前には運用開始したいと考えておりますので、それまでには、確実に良いマニュアルを作って、安全な運行をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私もですね災害対応無人航空機の件で何点か質問がございます。

先ほどの渋井議員の質問からの補足になるんですけども、今回、講習負担金で講習を受けたというのは恐らく国土交通省への申請とか、そういうものに対して、飛行時間を大体50時間くらい練習時間を見なければならぬというのは、そういう講習によって多分短縮されるんだと思うんですね。

そういったものとそういう技術的な訓練を受けるために、その講習を受けたんだと思うんですけども、その中で、夜間飛行とか、そういったものに加えて、夜間飛行に関する訓練も受けたというような先ほどご答弁がございましたが、していないですか、ごめんなさい。その中で、大体こう、普通の飛行以外に目視外飛行、自分から見えないところでドローンを飛ばすというものとか、夜間飛行とか、物件投下ですね、今回ドローンは本当に小さいサイズだったのであれなんですけれども、そういったものを投げる訓練というのはしてきたのか。

実際に購入されるドローンなんですけれども、まず何点か質問がありまして、どこ産のものかです。近隣や国内での導入実績、どれぐらいあるものなのか、というのですね。

保険に関してはやっぱり1年くらい、どの物も新品だついていたりますので、保険の件は分かったんですけども。災害用ドローンという皆さんいろいろな想像が浮かぶと思うんですね。先ほど、サーモカメラがついていると言ったんですけども、そういったものにオプションでつけられるような装備の中に、例えばスピーカーだったりとか、ライトだったりとか、そういったものはついていないのでしょうか。

あと、今後、物件投下とか、もうちょっと大型のものが災害救助で必要になる場面とかを

聞いたことがあるんですけども、今回試しに買ってみたいというような感じのスペックのものを選んだのですかね。自分が持っているものよりちょっと高いような印象なんですけど。あと、これは1台ということでもよろしいですか。その点をお伺いします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 荒井議員からのご質問にお答えします。まずはどこ産というのは国でよろしいのでしょうか。

○4番（荒井浩二） はい。

○消防本部総務課長（加藤勇） 国内の消防のシェアを調べたところ、85%を超えているメーカーでございます。海外製でアジアでございます。検討会を今年当初から行いまして、県内の導入状況とか、そのようなものも勘案しまして、国産でも事故を起こしているようなものは除外させていただいております。なので、そのような安全な機器になっております。

一時期、外国製だとデータが外国に飛んでしまうということもあるんですが、そのような通信機器は搭載していないので、そこは安心でございます。

あとは夜間、目視外と投下の件に関しては、今回講習を受けるつもりはございません。ここをつけると、かなり1項目で7万円から10万円ぐらいの講習負担金がかかるようです。なので、普通に飛ばせるような、普通の講習になっております。

あとは、先ほどご指摘のとおり、10時間の講習にして、あとの技術証明になる技術の確認ですか、そこを短縮する目的でございます。

あとは搭載する機器ですね、スピーカーとかライトとかというお話ですけども、かなりいろいろつけるとちょっと操縦がごちゃごちゃしてしまうというようなご指摘をほかの消防からいただいたので搭載しておりません。

ドローン自体は、定価で85万円程度、この140万円は、自動で3Dのマッピングができる機能であるとか、地上に画像伝送して、指揮隊が画像を確認できるような機械が入っているからこのような値段になっております。

今回、導入するのは1機でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 一通り答弁いただきました。今回購入されるのは恐らく、D J Iの物なのかなと想像するんですけども、私も2台ぐらいD J Iのドローンを持っているのですが、今、ちょっといろいろな法令関係が厳しくなっていて、費用負担とか、そういったものもあるので、最近は全然飛ばせなくなってしまったのですが、その中で、一般的には国土交通省への申請が必要で、その申請に対するその飛行証明というものが先ほどの講習で得られるということで、講習をまず先にお受けになられたのだと思うのですね。その方がいらっしゃれば、あとはみんなで、身内で訓練して、それでやるためにマニュアルを作られるという答弁内容だったと思うんですけども、これは緊急災害時では国土交通省の申請というものがまず要らない状況というのがあるんでしょうかということがまず1点お伺いしたいのと、今回、登録するに当たって、保険は1年目入っているのですが、飛行証明だったり、保険だったり、飛ばすためのいろいろな要件があるんですけども、今回、国土交通省への申請とかというのはするということですか。そういった登録費用なんかは、ちょっと場合によってはドローンのナンバープレート制みたいなものがあるって、多少かかるような話を聞いたんですけども、そういったものはこれに含まれているのかということです。

あと、今、そのドローンには、一緒には買ってないけれども、拡張性があるような機体なんでしょうか。そこをちょっとお伺いします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 荒井議員のご質問にお答えしたいと思います。国交省への登録、機体の登録は多分義務になっているので登録します。

あとは、拡張性に関しては拡張できます。

災害時のことなんですけれども、多分、例えば目視外飛行をやりたいとか、夜間飛行をやりたいときには国交省に飛行の届出をしなければいけないと思うんですけども、災害時には、先ほども言いましたが、航空法第132条の3というところに災害救助等のための特例というものがございまして、そのような捜索に関わるときには、届出なしで飛ばすこともできるということもあり得ます。ただ、やはり飛行場の近く、そういうところではやはり無理でしょうけれども、以上でございます。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番(荒井浩二) 答弁いただきまして、ありがとうございます。先ほどの飛行場とか、そういったものに関しては何かGPSでその先に進めないようになっていたりするんですよね。だから、ドローンを飛ばしていてもドローンがとまっちゃうみたいな、そういうあらかじめのエリア設定みたいなものが場合によってはあったりするので、何か航空法で例えば150メートル以上飛ばせないとか、何かそういったものに関しては何かこうプリセットというか、設定とか、ソフトウェアのほうで何か対応しているようなんですけども、ちょっと話が変わったんですけども。拡張性がある機体ということで、ただ、今回その講習の中で目視外だったり、夜間飛行、あと物件投下に関しては、講習をお受けにならなかったということなんですけれども、これを仮に1名でも2名でも職員の方に受けていただければ、そのことによって、マニュアルを作る際に、やっぱりその職員の方、ほかの方が学ぶに当たって、その講習代を、講習をわざわざ受けることなく、身内から学ぶことができるので、逆にそのマニュアル作成のために一度ちゃんとした講習を受けられるというのも一つの手なのではないかと思うので、ちょっと検討してみたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(鈴木繁) 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長(加藤勇) 荒井議員のご質問ですけれども、物件投下と夜間飛行、検討会で必要性について検討したんですけども、物件投下に関しましては、例えば中洲救助とかで、救命浮環を投下するというような活用方法があるんですけども、かなり頻度がなないし、そのためのフックもつけなければいけないということで、機体的にちょっと不安定になりがちだということなので、そういった経緯がございます。

ただ、荒井議員、マニュアルを作成するためにということで、良いご提案をいただいたので、署内で十分検討して、来年に向けて検討したいと思っております。ありがとうございます。

○議長(鈴木繁) ほかに質疑はございませんか。

5番、中山五男議員。

○5番(中山五男) 5点ほど質問いたします。ちょっとメモしてください。

まず、1点ですね、今回初めて購入するわけなんですけど、他の消防署、これはほとんど消防署が既に配備済みで、本組合の消防署では購入というのは遅きに失したと、そのような感

じなのかどうかです。持っているのかどうか。これが1点目です。

2点目お伺いします。これは、過去の災害の救助活動状況下にですね、年間の出動回数というものはどのぐらい、何回ぐらいにこれは予測されるのか、あんまりこの回数がないんだったら買う必要がないと感じますから。これが2点目です。

3点目、今回はこの備品購入だけでもって、それ以外の予算は計上されていないのですが、維持管理費というものは、これは年間どのぐらいかかる予定なんでしょうか。

4点目はですね、耐用年数です。これは大体何年ぐらい利用できるのか。

それと5点目は、先ほど同僚議員から質問があったところなんです、事故の際の保険です。例えば、車の場合ですと自賠責保険という保険がありまして、自損事故から加害者になった場合の保険というのがありますが、今回、そういったドローンに関する保険というのはどんな保険があるのかですね、当然それは加入しなければならないと思うのですが、以上、5点についてまずお伺いします。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 中山議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。まず、1点、ほかの消防本部の導入状況です。県内では、12消防本部中10本部が運用を開始しております。

○5番（中山五男） 12分の幾つ。

○消防本部総務課長（加藤勇） 10です。

○5番（中山五男） 10。

○消防本部総務課長（加藤勇） なので、かなり出遅れてはおります。

○5番（中山五男） 分かりました。

○消防本部総務課長（加藤勇） 2点目、救助の出動回数ということですがけれども、当管内では毎年水害が発生しまして、捜索も年2回、3回あることもございます。あとは火災時ですね、山火事の延焼、拡大方向とか、そのようなところでも使えるかと思っております。

回数的には数回になるかと思うんですけれども。全国的にも一番多いのは、火災のあと、原因調査で測量、被害状況の確認で飛ばすということがかなり多いので、ほかの消防本部で見ましても、かなり、運用はされている状況になっております。

維持管理費です。維持管理費は、特段壊れなければ、バッテリーの消耗、あとはちょっと不具合時にメンテナンスが必要かなと思うんですけれども、ちょっと費用については、調べておりません。

耐用年数に関しましても、ちょっと正確には言えないんですけれども、かなり型も変わりますので、5年経つとかなり変わってきてしまう可能性もございますし、10年でも使える可能性はあるかなと思っております。

事故の保険に関しましては、先ほども答弁させていただきましたが、機体についている対人1億円の保険は入ります。消防のほうで機体保険と、対人保険というのがありますが、ちょっと高額なものもありますので、ちょっと他はいろいろ調べまして、保険には来年度以降、1年切れたあとに関しましても継続して保険には加入していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 中山五男議員。

○5番（中山五男） 確認しますが、保険の場合は、自損事故から加害者になった場合の保険、両方加入するということでよろしいですね。

○議長（鈴木繁） 消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） ただいまの質問です。そのとおりでございます、機体の保険の中には、機体補償も含まれております。自動車と一緒にです。

○5番（中山五男） 全て了解いたしました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第3号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 令和5年度南那須地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6（議案第4号）栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（鈴木繁） 日程第6（議案4号）栃木県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第4号 栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県市町村総合事務組合が共同処理を行っている、規約第4条第3号に掲げる退職手当支給事務、同条第4号に掲げる非常勤職員の公務災害補償事務、同条第5号に掲げる学校医等の公務災害補償事務について、新たに鹿沼市が加入することに伴い、規約の変更を行うもので、地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞ、慎重審議を賜りまして、議決くださりますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第4号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（鈴木繁） 以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第4回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

〔 午前11時18分閉会 〕